

社会福祉領域におけるエンパワメント概念の枠組みと 障害種別のエンパワメントの内容の検討

岩川 奈津 (愛知教育大学教育学研究科修士課程)
都築 繁幸 (愛知教育大学障害児教育講座*)

要約 障害者のエンパワメントに寄与する支援のあり方を検討するためには、社会福祉領域におけるエンパワメント概念の全体的な枠組みと障害種別のエンパワメントの内容を検討する必要があると考えた。社会福祉領域におけるエンパワメント概念の全体的な枠組みを検討し、具体的な内容を示しながら、障害種別のエンパワメントの内容を検討した。エンパワメントは複雑な内容を持ち、定義を一つに決めることができない面がある。エンパワメントを理解するためには、複数の定義の統合が有効である。障害者のエンパワメントにおける支援者や当事者のあり方は、エンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントの二つの側面からエンパワメントを捉える枠組みが適していると考えられた。エンパワメントの定義を捉える上で基本となる性質とエンパワメントを専門職と当事者という視点から捉える枠組みを示した。エンパワメントの障害種別の内容を検討した。特定の障害があるからといって、その人が経験したエンパワメントの内容がすべてその障害種特有のエンパワメントの内容とはいえず、障害者のエンパワメントの内容を分析する観点として重要であることを述べた。

キーワード: エンパワメント, セルフエンパワメント, 支援, 障害種別, 障害者

I. はじめに

エンパワメントは今日の社会福祉における重要な概念として認識されている (Adams 2003=2007など)。エンパワメントへの関心は、実践レベルでも研究レベルでも高く、障害者福祉領域も例外ではない。障害者福祉領域の研究では、特に、エンパワメントを促進する支援のあり方が問われている (Chamberlin 1997=2012など)。

エンパワメントは、その重要性が広く認識されているながらも、その内容は未だ、統一されているとは言えない (Sadan 1997=2004など)。これまでに様々な領域と視点からエンパワメントを定義づける試みや、社会福祉領域におけるエンパワメントの様々な定義を整理し、体系化する試みが多くなされてきている。しかし、エンパワメントの新しい側面が見いだし続けられ、このような現状に対する統一見解も未だみられない。

エンパワメントを促進するための支援のあり方を問うときに、現在、指摘されている新しい解釈を含めたエンパワメント概念全体を捉える枠組みが議論の前提として必要である。また、障害のある人 (以下、障害者とする) のエンパワメントを促進する支援を問うときには、障害者のエンパワメントが特有の内容を持つか、どうかも検討する必要がある。

障害者福祉領域では、従来から、障害者のエンパワメントの内容が様々に検討されてきた。しかし、障害種別ごとに展開されてきた先行研究の結果は、十分に

は整理されていないようである。そのために、個々の研究で検討された障害者のエンパワメントの内容が、障害の有無やその障害の特性にどの程度影響を受けているのかについて明らかになっていない。具体的には、障害者のエンパワメントは障害のない人 (以下、健常者とする) のエンパワメントと同じなのか、異なるのか。異なっているとすれば、障害者という集団の中では、エンパワメントの内容が共通しているのか、障害種によって異なるのか。といった事項が明らかでない。

障害者のエンパワメントを促進する支援のあり方を問うためには、これらの点を明らかにする必要がある。そのために現在のエンパワメント概念の多様な考え方を捉えるための枠組みと障害者のエンパワメントの内容を整理することが必要だと考えられる。

本稿では、社会福祉領域におけるエンパワメント概念の全体的な枠組みと障害種別のエンパワメントの内容を示し、障害者のエンパワメントに寄与する支援のあり方を検討する前提を示す。そこで、1) エンパワメントについての先行研究を概観し、概念全体を捉える大きな枠組みを示し、2) 障害者のエンパワメントをテーマにした先行研究の結果をまとめ、障害種別のエンパワメントの内容を示す。

II. 用語の表記とエンパワメントの作業定義

エンパワメントは、エンパワメント、エンパワーメント、empowerment、などと表記されることがある。本稿では、引用部分を除いて「エンパワメント」と表記する。

* 現 愛知教育大学教育学研究科非常勤講師

エンパワメントは、様々な論者によって定義づけられてきた概念であるために定義は多様である。本稿では、エンパワメントについての様々な定義を検討し、その内容を明らかにしようとしているために现阶段ではエンパワメントの定義を本質的には明らかにすることはできない。しかし、論を進めていくために、「エンパワメント」という語が意味するところを規定する暫定的な定義（作業定義）が必要である。そこで、様々な論者の見解を比較検討するために、特定の論者の定義を引用することは避け、辞書的な意味を作業定義として採用する。

ジーニアス英和辞典第4版では、empowermentは、「権限を与えること；(少数派集団〔民族〕に与える)政治権力の強化；能力を高めること；権限付与」とされる(小西・南出 2007)。

本稿では、エンパワメントの作業定義を、辞書的には「権限を与えること、(少数派集団〔民族〕に与える)政治権力の強化、能力を高めること、権限付与」といった意味を持ち、現在の社会福祉実践において重要視されている概念とする。議論の中で特定の論者の定義に依った意味で「エンパワメント」という語を使用する時には、「(論者名)の言うエンパワメントは…」と表記して区別する。

IL運動は自立生活運動と訳されているが、本稿では、米国における自立生活運動は「IL運動」、我が国における自立生活運動は「自立生活運動」と表記する。

論者の名は名字のみで表記するが、同一の名字の論者が複数名存在するときには、氏名をすべて表記する。

Ⅲ. エンパワメントに関する先行研究の概観

エンパワメントに関して多くの理論研究がなされてきているが、多くの論者が指摘しているように未だ統一された定義はない。この現状を各論者はどのように捉え、それらをどのように整理して理解しているかを検討するために、エンパワメント概念が多様である状況に言及した論者の考えを概観する。

1. 欧米の動向

ジーマーマンは、心理的なエンパワメントの成果の多様性を検証した。その結果、「心理的なエンパワメントの普遍的でグローバルな尺度を開発することは、実現不可能であり、適切なゴールでないのかもしれない」と指摘し、エンパワメントの理論研究は「知識体系を構築する目的を持つ、一定の方針に従った手続きを用いる研究が必要である」と述べ、エンパワメント概念を体系的に整理していく必要性を示した(Zimmerman 1995)。

セダンは、エンパワメント概念を検討した様々な立場の研究を、個人・コミュニティ・専門職のレベルに分類してレビューした。特定のレベル、例えば、「個人のエンパワメントを、エンパワメント概念の唯一の要素、または主要要素とすることができない」ように、数々のエンパワメント概念はエンパワメントの一部を説明するものであり、全部を説明できるものではない、と述べた。セダンは、多様なエンパワメント概念は統合されるべきであるという立場をとる(Sadan 1997=2004:73-85)。

チェンバレンは、エンパワメント概念が重要視されながらも多様であり統一された定義が無い現状について、「定義がないまま、言葉が、ありふれたレトリック」になるおそれがあると指摘した。エンパワメント概念の内容を検証するには議論の前提となる暫定的な定義が必要だと考え、「作業定義」を作成した。当事者運動のリーダー的存在の当事者たちと議論し、それぞれの持つエンパワメント概念を15の性質として作業定義にまとめた。作業定義作成の過程で、エンパワメントは「複雑で多次元的な概念であること」、「出来事ではなく過程を表すこと」という理解に至った(Chamberlin 1997=2012)。

アダムスは、エンパワメント概念は「未だ暫定的」であり、唯一の定義づけを決定することは不可能である、とした。エンパワメント概念は専門家だけでなく、当事者によっても定義づけられ、深められてゆくべきであると主張した。ソーシャルワークにおけるエンパワメント概念は、ソロモンの定義を原点として発展してきたが、その考え自体はセルフヘルプにすでに表れていると指摘した。アダムスは、エンパワメント概念全体を捉える枠組みとして、ソーシャルワークのアプローチとしての側面と、セルフヘルプを原点とするセルフ・エンパワメントのとしての側面がある、と示した(Adams 2003=2007:3-54)。

2. 我が国の動向

小松は、海外のエンパワメント・アプローチの発展過程を整理し、それら我が国の実践に適用し、エンパワメント・アプローチとして体系化することの必要性を示唆した。また、我が国の1995年当時に、すでにエンパワメントにつながるような実践が見受けられると指摘した。それらは必ずしもエンパワメントという語を冠して行われていないために「専門的でない」と思われ、適切に評価されていないおそれがある、とする(小松 1995)。

久木田は、エンパワメント概念が未だ統一された定義がないことに言及し、1998年当時のエンパワメント概念の定義とその枠組みを検討した。「社会福祉、発展途上国の開発、医療と看護、教育」の領域のエンパワメントの定義を検討し、様々な領域で多様な内容で

使用されながらも、特定の価値に根差したものであり、共通の価値基盤を持つことと、プロセスを指す言葉であることを示した。エンパワメント概念の諸定義の共通基盤は、「すべての人間の潜在可能性を信じ、その潜在能力の発揮を可能にするような人間尊重の平等で公正な社会を実現しようとする価値」とする。エンパワメントのプロセスは、「社会的に差別や搾取を受けたり、自らコントロールしていく力を奪われた人々が、そのコントロールを取り戻すプロセス」としている。久木田は、エンパワメントは考え方として新しいものではなく、世界中さまざまな領域に存在してきた価値観である、と指摘している（久木田 1998）。

松岡は、「エンパワメントはその関心の高さにもかわらず、まだ一致した概念定義がなされているわけではない」と述べ、エンパワメント概念をエンパワメントのパラドックスの視点から検証した。その結果、ソーシャルワーカーが行うアプローチとしてのエンパワメントには援助関係の構造上の限界があり、パラドックスを避けられないとした。「パラドックスを避けるためにはセルフ・エンパワメントしか論理的には残されていない」とした（松岡 2005）。

橋本卓也は、各研究者のエンパワメント概念を整理し、専門家によるアプローチの視点と、「当事者の自己変革と主体形成というセルフ・エンパワメントの視点」に大別できるとした。エンパワメントをアプローチとして説明する方法は、今日の社会福祉実践において重要な視点であるとしながらも、当事者自身の「心理的変化・内的成長」であるセルフ・エンパワメントに着目する必要があるとした（橋本卓也 2006）。

川田は、社会福祉分野のエンパワメント・アプローチを整理した。エンパワメント概念の定義が複数ある現状について、エンパワメントの「初期的定義はエンパワメント・アプローチの特色をそれぞれの角度から説明しようとしているが、大きな対立点があるわけではない。むしろこれらの特色をよせあてれば、エンパワメント・アプローチの総合的な理解に役立つ」とした（川田 2012）。

安梅は、自身のエンパワメントモデルを説明しているが、その前提として、エンパワメントは分野ごとに違う定義で使われている現状があるとした（安梅 2013）。

村上・山本は、エンパワメント概念とエンパワメント研究の動向を整理する中でエンパワメントは領域や対象ごとに様々な定義づけが行われてきているとした。我が国のエンパワメント研究においては、エンパワメントの対象がパワーレス状態の人だけでなく、資質の向上を目指す人や組織も含まれているとした（村上・山本 2014）。

3. 先行研究の比較検討

前述した各論者の言及を比較し、エンパワメント概念の全体を捉えられる枠組みを検討する。

第一には、エンパワメント概念の定義が多様である現状について、研究領域の異なる複数の論者が、多数のエンパワメント概念を統合し、体系化してゆくべきであるという立場をとっている点である。ジーママン、セダン、小松は、多様な定義の統合と体系化を主張する。川田は、エンパワメント概念の統合や体系化の必要性にまでは言及していないが、初期のエンパワメントの定義については、複数の定義を統合することが概念の理解を深めるために有効だと考えている。アダムスも基本的にはエンパワメント概念の統合と体系化に肯定的な立場をとっていると考えられる。川田とアダムスは、明言してはいないが、エンパワメント概念の統合と体系化の視点を持つ論者といえる。久木田とチェンバレンの取り組みは、方法は異なるが、エンパワメントの多様な定義の統合を実際に試みた例といえる。このように多くの論者がエンパワメント概念の統合と体系化の視点を持っており、エンパワメントは複数の定義によって内容を深めていくことが適切であると考えられる。エンパワメント概念の様々な定義を統合し、体系化していくという視点は、エンパワメント概念全体を捉える上で重要な視点であると言える。

第二には、「エンパワメント概念の内容は複雑で一つの定義に絞りきることはできない」という視点を持つ論者が存在している点である。アダムスは、この視点を明確に示している。ジーママンは、少なくとも心理的なエンパワメントについてはこの立場をとっている。チェンバレンは、作業定義を作成する議論の末にこの視点に立つに至っている。セダンは、一つの定義でエンパワメント概念全部を説明することはできないという立場をとっていることから、エンパワメント概念をたった一つの定義とすることに否定的である。安梅は、少なくとも、保健福祉、教育、ビジネスといった広い領域別に見たときにはエンパワメント概念は別々の定義を持っているとする。橋本卓也は、エンパワメント概念は専門家と当事者という二つの立場から説明できると考えている。村上・山本は、エンパワメントの対象という点においてエンパワメントの定義が多様であるとする。これらのことからエンパワメント概念は唯一、絶対的な定義を決めるにはなじまない概念であることが窺える。この視点は、前述した複数の定義を統合する視点とも共通の価値を持っていると考えられる。エンパワメントは絶対的な定義を定めることはできない複雑な内容をもつ概念であり、その理解を深めるためには複数のエンパワメントの内容を統合していくことが有効だと言える。

第三には、エンパワメントをソーシャルワークにおけるアプローチ（以下、エンパワメント・アプローチとする）と、エンパワメントを当事者が自らエンパワ

メントしてゆく過程（以下、セルフ・エンパワメントとする）の二つの視点が存在している点である。橋本卓也は、エンパワメント概念全体の枠組みを、エンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントの二種類の側面がある構造として考えている。アダムスはそれよりさらに踏み込んで、セルフ・エンパワメントとエンパワメント・アプローチは異なる潮流を持つ、とする。

松岡は、エンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントを比較し、エンパワメント・アプローチよりもセルフ・エンパワメントの方が実現可能であるとしている。橋本卓也、アダムス、松岡の三者は、エンパワメントに異なる二つの立場が存在することを明示し、当事者が自らエンパワメントするというセルフ・エンパワメントの重要性を主張している。この三者は、エンパワメント概念にはソーシャルワークのアプローチとしてのエンパワメント（エンパワメント・アプローチ）と当事者自らが成長する過程としてのエンパワメント（セルフ・エンパワメント）の二側面があると考えている。これらは、主体が当事者にあるか専門職にあるかは別として、専門職の支援活動として捉えられてきたエンパワメントを、当事者がエンパワーする活動として捉えなおそうとする視点である。専門職と当事者のどちらがエンパワメントを規定するか、という点が強く意識されている。セルフ・エンパワメントは、エンパワメントを活動として見たときに、エンパワメント・アプローチに対応するもう一つの立場といえる。

以上のことから、エンパワメントはエンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントの二つの側面に分けることができ、エンパワメントを当事者がエンパワーする活動としたときに、ソーシャルワーカーの視点と当事者の視点のどちらから捉えるか、を示す枠組みと考えられる。

IV. エンパワメント概念の全体的な枠組み

エンパワメント概念が多様な定義を持つ状況についての各論者の言及を比較検討した結果、三つの観点からエンパワメント概念の全体的な枠組みが特徴づけられた。これ以降は三つの特徴を整理し、エンパワメント概念の全体を捉える枠組みを規定する。そして、決定した枠組みに基づいた先行研究の整理を試みる。

1. エンパワメント概念の特徴

エンパワメントという概念には、以下に示す三つの特徴があるといえる。第一には、エンパワメントの内容内容は複雑であり、一つの定義を定めることは適当でない、第二には、エンパワメントについて多数示されている解釈・定義・視点を統合することがエンパワ

メントの理解に有効である、第三に、エンパワメントはエンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントという二つの枠組みで捉えることができる、という点である。

第一と第二の点は、多くの論者によって指摘されている。したがって、正しいエンパワメントの定義を求めてエンパワメントの諸定義を対立させ、取捨選択するような枠組みは適当ではないであろう。エンパワメント概念全体を捉える枠組みは、多様な定義・内容を取り込み、統合できるものである必要がある。様々なエンパワメントの定義・内容が同時に意味のある物として成立し、それらを結びつけることができる枠組みを作る必要がある。

第三の点は、複数の論者がエンパワメントをエンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントの2側面で捉える枠組みを指摘している点である。しかし、障害者のエンパワメントを促進する支援を検討する目的に適した枠組みであるかを検討しなくてはならない。なぜなら、エンパワメントを二つの立場に分ける視点は他にも存在するからである。エンパワメントを二側面に分ける枠組みとして従来、主流を占めていたのは、「心理的側面」と「社会的側面」の二つの側面に分ける視点（Sadan 1997=2004:75-85）である。これは、エンパワメントで生ずる変化の要因や結果を検討することを想定している。エンパワメントという変化を起こすために当事者にどのような方法で働きかけるか、エンパワメントはどのような結果をもたらすか、を検討する時に有効な枠組みであると考えられる。それに対して、エンパワメントをエンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントに分ける枠組みは、エンパワメントにおける専門職や当事者のあり方を検討することを想定している。したがって、エンパワメントにおいて専門職や当事者がどのような働きをもつか、どのようにあるべきかを検討するためには、エンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントの二側面に分ける方法が、有効な枠組みであると考えられる。

以上から、障害者のエンパワメントにおける専門職と当事者の在り方を検討する目的における、エンパワメント概念の全体的な枠組みを規定する。

まず、エンパワメント概念には次の二つの側面があると考えられる。一つは、エンパワメント・アプローチである。もう一つは、セルフ・エンパワメントである。エンパワメント・アプローチは、ソーシャルワークの専門職の立場からエンパワメントを捉え意味づけようとする立場である。セルフ・エンパワメントは、当事者の立場からエンパワメントを捉え意味づけようとする立場である。

次に、エンパワメントの二側面の関係は、対立する関係ではない、と考える。専門家と当事者という二つ

の立場からエンパワメント概念を規定するが、それぞれの主張は否定しあう対立関係ではない。エンパワメントは複雑な内容を持ち、一つの絶対的な定義を定めることは適当でない概念である。異なる立場から発見されたエンパワメントの内容を、それぞれエンパワメントの一側面として捉え、統合していくことによりエンパワメント概念をよりの確に捉えられると考える。

2. エンパワメントの二つの側面

前述したエンパワメントの枠組みを用いてエンパワメントの二側面を整理する。まず、エンパワメントを専門職の視点から捉えるエンパワメント・アプローチの研究と実践の動向を整理する。次に、エンパワメントを当事者の視点から捉えるセルフ・エンパワメントの研究と実践の動向を整理する。

(1) エンパワメント・アプローチの研究と実践

専門職の視点からエンパワメントを捉えると、ソーシャルワークの概念として研究されてきたと言える。ソーシャルワーク領域におけるエンパワメント研究を時系列に概観する。

ソーシャルワークにおけるエンパワメント概念は、ソロモン (Solomon 1976) が1950-60年代のアフリカ系米国人の公民権運動とのかかわりから、1976年の著作の中でエンパワメントを定義したことにより成立した (小松 1995など多数)。小松によるとソロモンは、「エンパワーメントは、スティグマ化されている集団の構成メンバーであることに基づいて加えられた否定的な評価によって引き起こされたパワーの欠如状態を減らすことを目指して、クライアントもしくはクライアント・システムに対応する一連の諸活動にソーシャルワーカーがかかわっていく過程である」と定義している (小松 1995)。

エンパワメント概念の成立前後から1980年代にかけては、多くのエンパワメント研究が行われた。例えば、セダン (Sadan 1997) は多くのエンパワメント研究について詳細なレビューをしている。ここでは、セダンが紹介したエンパワメントの定義と内容を論及した研究を示す。

ピーター・バーガーとリチャード・ニューホース (1977) はエンパワメントを「福祉サービスの改善の方法」として考えた。ラパポート (Rappaport 1981) は、エンパワメントを社会問題を解決するためのアプローチとして考えた。ラパポートはジマーマンとの共同研究 (1988) において、エンパワメントを「受動的な状態から能動的な状態への変化の方向性を持つ人間の活動である。エンパワメントのプロセスは自己受容、自己信頼感、社会的・政治的理解、意思決定や環境にある資源をコントロールするために重要な部分を担う能力をもたらす。」と定義した。パーソンズ

(1988) は、「エンパワメントは内生的な変化と外部的な変化の過程である。内部的な変化のプロセスは、意識や、意思決定と問題解決をするための信条として現れる。外部的な変化の過程は、活動し、実用的な知識や情報や技術や潜在能力や変化の過程の中で得られる新しい資源を活用するための能力として現れる」と定義した。ロッター (1966) らは、ローカス・オブ・コントロールが外部統制から内部統制へと変化する過程を研究し、エンパワメントと関連が深いと考えた。バンデューラ (1989) は、エンパワメントが「何かをコントロールする訓練を通して生活を変えることができる時に個人が自身の効能を確信すること」である自己効力感と関連が深いと考えた。フレイレ (1970) は、エンパワメントの内容として批判的意識を挙げ、「批判的意識の開発は疑問の余地もないことだ。エンパワメントの過程における最も重要な個人的な経験である。」と述べている (Sadan 1997=2004 : 73-85)。

これらの研究は、セダンのレビューした研究の一部であるが、エンパワメントは概念成立以降、様々な研究がなされ、示された定義や内容も多様であると言える。

1990年代以降においては、様々なエンパワメント研究が示した多様な定義をまとめようとする試みがなされた。前述したセダンのレビューもその一つといえるが、多くの研究に引用されている代表的なレビュー研究として、リー (Lee 1994) の研究がある。

小松 (1995) によると、リー (Lee 1994) はエンパワメント・アプローチを次のように整理している。リーは、エンパワメントを「5つのビジョン」と「8つの原則」から構成される枠組みとして説明した。5つのビジョンは、エンパワメントの背景にある視点である。エンパワメントの背景には、①抑圧されている集団に対する視点、②潜在能力・パワー・交互作用に対する生態学的視点、③人種・階級の構造についての知識や視点、④フェミニストの視点、⑤抑圧に対する批判的視点が含まれている。8つの原則は、ソーシャルワーカーのあり方を示すものである。エンパワメントの過程ではソーシャルワーカーには、①すべての抑圧に挑戦する、②抑圧を全体的に理解する、③パワーを増強するのはクライアント自身であると考え側面的に援助する、④ピア関係にあるクライアントとは相互にパワーを増強しあう、⑤クライアントと対等な関係を持つ、⑥クライアントが自分なりの言葉で語ることができるように励ます、⑦クライアントを抑圧の被害者ではなく抑圧に打ち勝つものとして見る、⑧社会変革を中心的な価値とする、等のあり方が求められる (小松 1995)。

リーの研究は、小松の他にも川田 (2012) などにも引用され、多くの論者に影響を与えた理論であると考えられる。

2000年代には、セルフ・エンパワメントに着目するようになった。セルフ・エンパワメントを提唱した代表的な論者としては、アダムス(2003)が挙げられる。アダムスのセルフ・エンパワメントの理論においてはセルフ・エンパワメントは、セルフヘルプをルーツとするエンパワメントであり、自分の生き方を決める、自分を成長させる、自分を教育する、といった方法で自分に働きかけ、自分自身でエンパワメントしていくことを指している。アダムスによると、セルフ・エンパワメントは、自己をエンパワメントするという重要な側面にも関わらず、注目されてこなかった。セルフ・エンパワメントという用語自体は2000年代以前にも存在したが、専門職が自らの専門性を向上させる、という狭い意味で使用されていた。しかし、セルフ・エンパワメントは本来、すべての人の自分に働きかけてエンパワメントする過程である。セルフ・エンパワメントは、エンパワメント概念がソーシャルワークにおいて成立する以前からセルフヘルプなどの活動の中ですべての人によってなされてきた営みである。ソーシャルワークはエンパワメント概念の成立時にセルフ・エンパワメントのパラダイムをうまく包含できなかったといえる(Adams 2003=2007: 58-59)。

アダムスの主張から次の二つが導かれる。第一には、エンパワメントにはソーシャルワーカーが用いるアプローチという枠組みだけでは捉えきれない側面があるという点である。専門家によらない、自分でエンパワメントするという側面に注目したセルフ・エンパワメントの枠組みに注目する必要がある。第二には、セルフ・エンパワメントの視点は全く新しい考え方というわけではないという点である。セルフ・エンパワメントは、以前からあった自分でエンパワメントするという側面への再注目として捉えられる。アダムスの考えを背景にしたセルフ・エンパワメントをテーマにした我が国の研究として橋本卓也(2006)や松岡(2005)のものがある。

以上のことからソーシャルワークのアプローチとしてのエンパワメントの発展過程を次のような段階として捉えた。第一段階は、1950-60年代に起こった公民権運動を背景として、1970年代にソーシャルワークのアプローチとしてのエンパワメント概念が成立した時期である。第二段階は、エンパワメント概念の成立前後から1980年代にかけて、エンパワメントが様々な社会福祉の関連領域で研究され、多様なエンパワメントの定義が示された時期である。第三段階は、1990年代以降、多くの研究で明らかとなった多様な定義をソーシャルワークのアプローチとして体系化する試みがなされ始めた時期である。第四段階は、2000年代に入って現在までは、それまでソーシャルワークのアプローチとしてはあまり注目されてこなかったセルフ・エンパワメントを見直す動きがおこった時期である。

(2) セルフ・エンパワメントの研究と実践

アダムスは、セルフ・エンパワメントはエンパワメントのあまり注目されてこなかった側面であり、自分に働きかけ自らエンパワメントする活動がセルフ・エンパワメントに関連が深い活動であったとしても、セルフ・エンパワメントという用語を冠して実践されてこなかったとする(Adams 2003=2007: 58-59)。そのため、ここからはセルフ・エンパワメント実践という用語を冠しているかを問わず、セルフ・エンパワメントと関連が深いと考えられる実践を概観する。特に、障害者に関連するセルフ・エンパワメントと関連が深い実践として、米国のIL運動と我が国の自立生活運動を取り上げる。

アダムスは、相互扶助がエンパワメントの潮流と考え、セルフ・エンパワメントの実践が始まった時期を「英国では少なくとも18世紀にまでさかのぼることのできる友愛協会の運動にルーツを持っている」とする。今日のセルフ・エンパワメントに直接、影響を与えたのは、「エンパワメントと抵抗運動の結びつき」である。アダムスは抵抗運動の例として、「米国における1960年代後半以降の被抑圧者の社会的・政治的活動」、イギリスにおける「急進的な社会主義者の抵抗運動」、「フェミニストの理論と実践」、「1990年代以降の携帯電話やインターネットによるネットワークを利用した大規模な抵抗運動」を示している(Adams 2003=2007: 22-23)。

久木田(1998)は、エンパワメント概念の初期段階の歴史を次のように整理している。1950年代から60年代にかけての公民権運動や1970年代のフェミニズム運動の中でエンパワメントの語が盛んに使用されるようになり、公民権運動やフェミニズム運動は当事者運動であるからセルフ・エンパワメントの一例として捉えられる、とする(久木田 1998: 10-11)。

アダムスは、具体的な当事者運動の名称を挙げていなかったが、久木田の指摘と合わせて考えると公民権運動やフェミニズム運動などの当事者運動がセルフ・エンパワメントに大きな影響を与えた、と言える。

障害者を主体とする当事者運動も、他の人々を主体とした当事者運動と同じく、セルフ・エンパワメントと関連が深いと考えられる。

シャピロは1970年代には米国で重度身体障害者を中心としたIL(Independent Living)運動が起こった。シャピロは、IL運動は米国のカリフォルニア大学バークレー校に在籍していたポリオの当事者のエド・ロバーツを中心とする重度肢体不自由学生たちの障害学生支援プログラムや自立生活センターの活動や、ポリオ当事者のジュディ・ヒューマンを中心とするニューヨークの障害当事者団体の政治活動などの障害者の当事者運動を発端としている、とする。IL運動は公民

権運動や女性運動の影響を受けており、リハビリテーション法の差別禁止条項の施行令見直しを求めるサンフランシスコでの座り込みデモ、ADA（米国障害者法）を求める運動などを行った。IL運動では、自立は「当事者が人生をどうしたいか決定すること、介助者から住宅まで自分で望んだ生活を送るのに必要な援助を得ることであり、自分の人生を管理できること」と考える。1980年代末の当事者運動としては、ギャロウデット大学のろう学生がろう者の学長を求めた「ろう者の公民権運動」がある（Shapiro 1993=1999:68-206）。

樋口は、我が国の自立生活運動の歴史を次のように整理している。1970年代に脳性マヒの当事者団体である、青い芝の会が障害者運動を展開していた。青い芝の会の運動は、日本にIL運動が伝わる以前からの当事者活動である。日本にIL運動が伝わったのは、1980年である。その後、我が国においてもIL運動の機運が高まり、自立生活運動が始まった。自立生活運動では、法制度への問題提起、自立生活センターの設立・普及、自立生活理念（自立生活モデル）の普及、ピアカウンセリングの普及、当事者によるピアカウンセラーなどの人材育成などが行われている。ポリオや頸椎損傷の当事者を中心とする米国のIL運動と脳性マヒの当事者運動もその背景の一部とする我が国の自立生活運動との間には相違があるとする（樋口2001:12-32）。

中西・上野は、自立生活モデルを「当事者主権」と名付けて説明している。当事者主権とは「私が私の主権者である、私以外のだれも一国家も、家族も、専門家も一私がだれであるか、私のニーズが何であるかを代わって決めることを許さない、という立場の表明である」とする。当事者主権は自立生活運動が成し遂げた多くのパラダイム転換を概念化したものであり、自立生活運動の思想的特徴を背景に持っている。それは、第一には、自立生活運動はADLが良好であることによって自立とみなすのではなく、自己決定によって自立を実現するという自立観を持つことであり、第二には、自立生活運動は専門知に対する当事者の知を重視し、当事者の知を集積し、社会を変革することを目指したものである、とする（中西・上野 2003:4-19）。

以上から、障害者のセルフ・エンパワメントに関連する当事者運動の動向を、次のような期で捉えた。第一期は、人々が相互扶助（セルフ・ヘルプ）を行っていた時期である。古くからおこなわれてきた相互扶助は、セルフ・エンパワメントと根本的に共通した価値観を持ち、セルフ・エンパワメントの潮流となっている。第二期は、先行する当事者運動が活発になった時期である。1950-60年代には米国で公民権運動が、1970年代にはフェミニズム運動が起こった。これらの

当事者運動は、障害者の当事者運動に影響を与え、契機となった。第三期は、障害者の当事者運動が起こった時期である。1970年代には米国のIL運動が起こった。我が国では、1970年代から青い芝の会の当事者運動が行われていた。1980年以降、IL運動が日本に伝わり、我が国でも自立生活運動が始まった。この時期に、自立生活運動は自立生活モデルという独自の視点を提起し、障害福祉における自立観などの価値観をパラダイム転換した。

V. 障害者のエンパワメントの内容

障害者のエンパワメントはどのような内容

をもつか、また、エンパワメントの内容は障害特性によって異なるか、について障害種別に先行研究を概観する。

1. 障害種別に見たエンパワメント研究

(1) 肢体不自由者

橋本卓也は、肢体不自由者のセルフ・エンパワメントの過程や要因を検討した。肢体不自由者のセルフ・エンパワメントと自立生活運動・自立生活モデルは関連が深く、自立生活運動におけるエンパワメントを当事者の内部的な変化と外部的な変化が組み合わさった概念と考え、自立生活運動の活動内容にそれが表れているとする。自立生活運動は自立生活プログラムによる「自立生活への具体的なイメージ作り」と、アドボカシーやピアカウンセリングを用いた自己否定からの解放と自尊感情や自己肯定感の獲得を主たる活動内容である、とする。自立生活運動を通して培われる自尊感情や自己肯定感といった個人のポジティブな心理的变化が当事者を抑圧してきた環境に対して人権や公民権の改革・獲得に向かわせる、とする。この過程をセルフ・エンパワメントが高められる「交互作用プロセス」と考え、肢体不自由者のセルフ・エンパワメントは、自立生活運動や自立生活モデルを促進要因として、それらと当事者との相互作用の中で「自己に内在する力や強さが強化」され「内的成長として発展していく過程」とする（橋本卓也 2006）。

橋本卓也・岡田・白澤は、橋本卓也（2006）を基に、当事者の語りをエンパワメントの視点から分析した。頸椎損傷や脳性麻痺による重度障害がある、6名のライフストーリーから、重度肢体不自由者のエンパワメントの内的生成要因を検討した。その結果、(1) 価値の転換、(2) 感情の共有、(3) 自尊感情の醸成、(4) 問題解決能力の獲得、(5) 自己の障害と向き合う力の獲得、(6) 物事の遂行能力に関する自信、(7) 物事を相対的にとらえる力の7つのカテゴリーが重度肢体不自由者のセルフ・エンパワメントの生成要因と考えられ、これらが、当事者が経験した「イベ

ントや他者・環境との相互作用を通して相対的に生成されていく」とする。これらのカテゴリーは当事者が自立生活プログラムや自立生活について語ったデータから抽出されているため、重度肢体不自由者がセルフ・エンパワメントを生成する背景には、「自立生活モデルや自助グループとの相互作用が大きく影響している」と指摘している（橋本卓也・岡田・白澤 2008）。

（２）視覚障害者

辻・大西は、思春期中途で弱視となった調査協力者（A氏）のライフストーリーをエンパワメントの過程として分析した。その結果、A氏のエンパワメントは、「常に新しいことに挑戦をする」という自分自身の価値観を築き実行すること、偏見を内在化した状態から「自立」を意識する状態に認識が変化すること、他者に依存しない自立を目指すのと同時に必要なサポートは自然に求められるようになること、夫や子どもとの相互作用の中でよりパワーを発揮できるようになること、自らが持つ力を同じ障害者や社会に役立てたいと思い実際に行動すること、であったとする。A氏にとっての自立は、「必要なサポートはするが必要以上に甘えさせない、やりたいことがあれば自分が頑張るという自立した人間」、「親や他者に依存せずに、一人でもやっていけるという自立」であるとする（辻・大西 2012）。

（３）聴覚障害者

有馬は、聴覚障害者のエンパワメントと聴導犬システムの関連を検討した。聴覚障害者は、社会的な抑圧のもとで、生き方の自己選択が保障されにくかったことを指摘した。聴覚障害者のエンパワメントの内容としては、当事者が自主選択・自己決定を通して、自律力を育み、自分自身の人生の主人公になれるようにすること、そのために聴導犬の利用を含めた条件整備を行っていかうとすること、等を示している（有馬 2006）。

石野らは、聴覚障害学生へのエンパワメントプログラムを実践した。当事者との座談会から示唆を得て、「聴覚障害学生の主体性・社会性を引き出し、育てていく」エンパワメントプログラムを開発した。プログラムにおいて、ロールモデルとなる当事者との出会いとピアサポート、支援技術についての知識や支援依頼の方法を身に着けること、学生自らがキャリアデザインを考え発表すること、聴覚障害が社会でどの程度理解されているかを知ること、といった活動がエンパワメントを促進させるとした。聴覚障害者のエンパワメントの内容としては、自らの障害を肯定的に捉えるといった価値転換が起こること、視野が広がること、自らの将来像を具体化できること、を示している（石野

ら 2016）。

（４）知的障害者

津田は、知的障害者のエンパワメントに関連が深いものとしてセルフアドボカシー運動を挙げた。セルフアドボカシーは、知的障害者自身が自らの権利擁護を行おうとする運動であり、知的障害者の当事者運動とその団体であるピープルファーストが展開してきた活動である。知的障害者は自己決定や自己主張ができないとされ、パターンリズムの下に保護や自己決定の代行を受けてディスエンパワメント状態となっていたが、セルフアドボカシーは知的障害者が奪われてきた自己決定の能力を獲得させ、自己決定の機会を奪う社会を変えていくことによって知的障害者がエンパワメントする活動である、とする（津田 2005）。

寺本らは、知的障害者の自立生活獲得支援の経験から、知的障害者の自立生活や自己決定（セルフアドボカシー）の特徴を述べている。2008年時点で自立生活モデルに基づいた介助付きの自立生活をしている知的障害者は、100名を超えるとする。知的障害者の自立生活の基本的な考え方はピープルファーストの自立観に基づいている。知的障害者の自立とは、障害がある当事者が主体であり、当事者主体を前提とした支援によって自己決定・自己主張が支えられ実現してゆくことであるとする。他の誰かが当事者の考えを管理・代行するのではなく、自己決定に必要な支援は、選択肢や情報を分かりやすくして提供することである。自立生活を支援する時にはセルフアドボカシーやエンパワメントが意識されているとする（寺本・岡部・末永・岩橋 2008：22-69）。

岩橋は、5人の知的障害者の自立生活支援の事例から知的障害者の自立生活の特徴を挙げている。知的障害者は意思を訴え続けることが困難であるため本人の意思が明確でない中で自立生活の支援が始まり、生活環境が整う中で後から本人の意思が確認されることがあり、自立生活を始めるときの覚悟が本人よりも支援する側に求められる場合があるとする。自己決定に困難がある当事者の要求をそのまま実行するのではなく要求の背景を支援者が考察して介助する必要がある、とする（寺本・岡部・末永・岩橋 2008：72-144）。

（５）精神障害者

窪田は、アルコール依存症者の自助グループの活動とエンパワメントの関連を検討している。窪田は、アルコール依存症からの回復過程は、酒に対する自らの無力さを認めることから始まり、当事者自らが背負っている困難の原因が社会的なものであり、自分以外の何者かによって縛られ、自由を失っていることを知ることがエンパワメントの出発点であるとする。この活動は共通の体験をもつ仲間と、その仲間と一般社会の

価値尺度に縛られずに語り合うことができる場が提供され、エンパワメントの過程を促進する。仲間と語り合う場とは、匿名化などの工夫を施した当事者グループのミーティングである。そこでは「与えられた役割ではなく自分自身に即して」語る、「情緒的なものを排除したり、それが無いふりをするのではなく情緒についても認め、それをどう扱うかについて」語る、当事者が自らを語るための「共通の言語、共通の表現」の醸成、といった活動が展開される。その結果、ミーティングに参加した当事者は「自由に自己を語る力」を身に付けられる、とする（窪田 1995）。

古寺は、精神障害者を対象とした精神保健福祉におけるエンパワメント・アプローチの構成要素を検討した。精神保健福祉分野のエンパワメントの内容は、①意味ある社会的な役割を持つこと、当事者自身が援助者となるなどの他者への貢献、②学ぶこと（learning）、教育（education）の重要性、③自己決定、④自分の価値と可能性を信じること、⑤カミングアウト（体験や意見を自由に語ること）の強調である、とする。これらの要素は、自己決定、コミュニティ、批判的思考、活動といった内容を含んでおり、他分野のエンパワメントとの共通が多い、とする。その一方、精神障害者のエンパワメントに特有な内容は、自分の価値と可能性を信じることと、カミングアウトあるいはスピークアウトの重要性である、とする（古寺 2007）。

2. 障害種別のエンパワメントの内容の比較

古寺（2007）は、精神障害者のエンパワメントの内容と他分野のエンパワメントの内容を比べ、他分野と共通する内容と精神障害者のエンパワメントに特有な内容を示している。このことから、障害者のエンパワメントの内容は、障害に起因するものだけではないと解釈できる。そこで、古寺の手法を参考に、各障害種のエンパワメントの内容を他分野との共通部分と障害種別に特有な内容という観点で検討する。

肢体不自由者のエンパワメントについては、橋本卓也（2006）と橋本卓也（2008）が示した内容は、ほとんどが他分野のエンパワメントの内容と類似している。橋本卓也（2006）の指摘は、パーソンズ（1988）の指摘と大部分が類似している。橋本卓也ら（2008）が示した内容は、パーソンズ（1988）、ラパポートとジーマーマン（1988）、フレイレ（1970）の指摘を総合したものであり、ほとんどが類似している。その一方で、橋本卓也（2006）と橋本卓也ら（2008）で指摘された自立生活運動や自立生活モデルを背景とする価値観とエンパワメントの関連は、他分野のエンパワメントの内容とは一致しない。このことから、肢体不自由者のエンパワメントの内容は、すべて障害に特徴づけられるとは限らないといえる。ただし、自立生活運動・自立生活モデルとエンパワメントの関連は、肢体

不自由に特有のエンパワメントの内容である可能性がある。

視覚障害者のエンパワメントについては、辻ら（2012）が示した内容は、辻らがラパポートの定義を解釈の前提としているために（辻・大西 2012）、大部分がラパポートとジーマーマン（1988）に類似する。一方、エンパワメントを促進する「常に新しいことに挑戦する」といったその人自身の信条を構築し実行する、他者に依存しない自立を目指す、といった内容は他分野とは一致しない。このことから、視覚障害者のエンパワメントの内容は、すべてが障害に特徴づけられるとは限らないといえる。ただし、新しいことへの挑戦や他者に依存しない自立といった事柄は、視覚障害者に特有のエンパワメントの内容である可能性がある。

聴覚障害者のエンパワメントについては、有馬（2006）が示した内容は、意思決定を重視するという点ではラパポートとジーマーマン（1988）に類似するようであるが、当事者の視点や意見を重視するべきであるといった論及が見られるため、自立生活モデルに近いと言える。つまり、有馬が示したエンパワメントの内容は多分野と一致しない。石野（2016）が示した、主体的になるという内容はラパポートとジーマーマン（1988）に類似する。障害が社会でどのように理解されているかを知ることは、フレイレ（1970）の批判的意識と類似し、意識の転換はパーソンズ（1988）と類似している。しかし、自身の障害を肯定的に捉えるという内容は独自の視点といえる。このことから、聴覚障害者のエンパワメントの内容は、すべてが障害に特徴づけられるものとは限らないといえる。ただし、自立生活モデルとエンパワメントの関連や、障害を肯定的に捉えるといった事柄は、聴覚障害者に特有のエンパワメントの内容である可能性がある。知的障害者のエンパワメントについては、寺本（2008）は知的障害者の自立生活は他者が管理・代行するのではなく当事者の自己決定・自己主張が支えられることを重視しており、それらはエンパワメントに関連するとした。寺本の示した自己決定・自己主張は、自立生活モデルの価値観と類似する。津田（2005）は知的障害者のエンパワメントに関連する要素として、自己決定とそれを支援するセルフアドボカシー運動を示した。津田の言う自己決定は、寺本（2008）が示したピープルファーストの自立観の方に近い考え方である。寺本と津田の指摘したエンパワメントの内容は、他分野のエンパワメントの内容とは異なるが、肢体不自由者のエンパワメントの内容と類似している。しかし、寺本が指摘した管理や代行の明確な否定や、岩橋（2008）の示した意思決定のプロセスに支援を要するという内容は多分野とも他の障害種とも一致しない。このことから、知的障害者のエンパワメントは障害に特徴づけられた独特

の内容を持つが、一部は他の障害種と類似した内容を持っているといえる。

精神障害者のエンパワメントについては、古寺(2007)が示した結果は、精神障害者のエンパワメントの内容は他分野と多く共通するが、カミングアウト・スピークアウトといった自らの障害を語る事がエンパワメントと関連するという視点が精神障害者のエンパワメントの特徴である、とする。窪田(1995)が自らの障害を語る事について詳述しているが、自らの症状を役割にとらわれず、情緒的な事柄も含めて自分の言葉で語ることが精神障害者のエンパワメントには必要である、とする。このことから、精神障害者のエンパワメントの内容は、すべてが障害に特徴づけられるとは限らないといえる。ただし、自らの障害について語ることがエンパワメントに関連するという事柄は、精神障害に特有のエンパワメントの内容である可能性がある。

このように、障害種別のエンパワメントの内容には、他分野と共通するものと共通しないものがある。多くの障害種において他分野と共通する内容が見られたことから、障害者のエンパワメントの内容は、すなわち障害に特徴づけられたエンパワメントの内容、とは限らないといえる。

また、他分野とは共通しないが、障害者のエンパワメントの内容として共通して挙げられる概念に自立がある。自立の概念は、複数の障害種でエンパワメントに関連すると示されていた。自立は、他分野のエンパワメントの内容として必ず示されるものではない。しかし、障害者のエンパワメントの内容としてよく挙げられている。エンパワメントと自立が深く関連しているという点は、障害者のエンパワメントの特徴として注目できる。

自立の内容は障害種別に異なっている。肢体不自由者の場合には、自立生活モデルの自己選択・自己決定による自立を内容している。視覚障害者の場合には他者に依存しない自立が目指される。聴覚障害者の場合には職業的自立が意識されている。知的障害者のエンパワメントにおける自立観は支援付きの自立という点で肢体不自由者の自立観に似ている。しかし、自己決定のプロセスに支援が加わるため、厳密には同じではない。このように自立の内容は障害種別で異なるが、障害種別の自立の内容の違いは、障害特性に影響を受けていると考えられる。それは、障害特性により支援を要する事項が異なるために自立の内容が異なってくるからである。

3. 障害者のエンパワメントを促進する支援のあり方

橋本真奈美は、自立生活障害者のエンパワメントを促進するヘルパーのあり方を検討した。橋本真奈美によると、ヘルパーは自立生活障害者にとって「自分の

情報をふんだんに分け与える重要な他者」である。当事者は主体的に生活するためにヘルパーとコミュニケーションをとり、当事者の望む介助は当事者とヘルパーの互いの協力によって成し遂げられる。そのため、ヘルパーは当事者のエンパワメントに寄与する可能性がある。ヘルパーがエンパワメントを促進するためには、ヘルパーが自立生活障害者と対等平等な関係で介助を行うこと、自立生活障害者を自分と同じく責任ある個人として扱うこと、自立生活をする当事者の生き方に強さを認めて肯定観を持つことが必要である、とする。ヘルパーは当事者をエンパワメントさせるための専門職ではないためにヘルパーのエンパワメント志向のかかわりで当事者をエンパワメントさせるのではなく、当事者とヘルパーとの関係の中ではエンパワメントは「相互にエンパワーする」過程として現れる、とする(橋本真奈美 2007)。

橋本真奈美(2007)が、障害者の日常生活に密着した支援であるヘルパーをテーマにした点は示唆に富むものである。橋本真奈美がヘルパーに着目したように、障害者のエンパワメントに寄与する方法は、当事者の生活に即した方法で考える必要がある。それは、松岡(2005)が指摘したように、当事者をエンパワメントさせるためのプログラムをソーシャルワーカーが主導しても、エンパワメントの促進には必ずしも有効とはいえないからである(松岡 2005)。エンパワメントは、専門家が特別に用意した非日常の枠組みではなく、当事者の日常の生活場面の中で実現されてゆくべきである。

橋本真奈美(2007)がエンパワメントを主目的としない支援の中で援助者がどのようにエンパワメントに寄与するかを検討している点も示唆を与える。橋本真奈美は、ヘルパーはエンパワメントさせることを主目的とした専門職ではないとしている。しかし、現状では、エンパワメントさせることを主たる目的とした支援を実践している専門職はほとんどいない。西梅(2015)は、ソーシャルワークにおけるエンパワメントの位置づけを実践に方向性を与える鍵概念であるとするが、エンパワメントを主目的とした具体的な実践はまだ確立されていない、と指摘する(西梅 2015)。この指摘にあるように、エンパワメントは社会福祉の実践で常に意識されているが、それを主目的として具体的な支援が実施されているわけではない。対象者をエンパワーすることを目的とした具体的な支援プログラムはほとんどなく、対象者をエンパワーすることを専門とする専門職もほとんどいない。ヘルパーに限らず、ほとんどの援助者はエンパワメントさせるために存在する専門職ではなく、クライアントを確実にエンパワメントさせられる専門性や方法を有した専門職も厳密にはいない。橋本真奈美の指摘はヘルパーにとどまらず、ほとんどの専門職に適用できるのではない

か。様々な目的を持った実践の中で、専門職と当事者が影響を与え合い、相互にエンパワーする関係を持っていたとき、専門職はエンパワメントに寄与することができるのではないか。

VI. おわりに

本稿では、社会福祉領域におけるエンパワメント概念の全体的な枠組みと障害種別のエンパワメントの内容を検討した。障害者のエンパワメントの内容の多くは、他分野で指摘されているエンパワメントの内容と共通している。障害があるからといって、エンパワメントの内容が障害のない人と全く異なるわけではない。障害者のエンパワメントに関連する特徴的な概念は自立であるといえる。自立の内容は障害特性に影響を受けて異なっているが、障害者のエンパワメントを問うときには自立が関連付けられることが多い。自立観を含めた障害種別の独自のエンパワメントの内容には、肢体不自由者のエンパワメントにおける自立生活モデル、視覚障害者のエンパワメントにおける他者に依存しない自立観、聴覚障害者のエンパワメントにおける職業的自立を意識した自立観、知的障害者のエンパワメントにおける意思決定のプロセスにも支援を利用する自立観、精神障害者のエンパワメントにおける自らを語ることの重視があげられる。

専門職がエンパワメントに寄与する時、どのようなプロセスを経て起こるのか、どのような専門職がエンパワメントに寄与する時を生じやすいのか、その時には当事者と専門職にどのような相互作用が生じているのか、等を検討することにより、障害者のエンパワメントを促進する支援のあり方が明らかになっていくと考える。

文献

- 1) Elisheva Sadan (1997) Empowerment and Community Planning, Hakibbutz Hameuched Publishers (=2004, Richard Flantz)
- 2) Joseph P. Shapiro (1993) NO PITY: People with disabilities forging a new civil rights movement, Broadway Books (=1999, 秋山愛子訳『哀れみはいらない—全米障害者運動の軌跡—』現代書館)
- 3) Judi Chamberlin (1997) A Working Definition of Empowerment, National Empowerment Center Articles (松田博幸訳「エンパワメントの作業定義」(http://www.sw.osakafu-u.ac.jp/~matsuda/A_Working_Definition_of_Empowerment-Japanese.pdf) 2016.06.23)
- 4) Marc A. Zimmerman (1995) Psychological Empowerment: Issues and Illustrations, American journal of community psychology, 23, (5)
- 5) Robert Adams (2003) Social Work and Empowerment: Third Edition, Palgrave Macmillan (=2007, 杉本敏夫・齊藤千鶴監訳『ソーシャルワークとエンパワメント—社会福祉実践の新しい方向—』ふくろう出版)
- 6) 有馬もと (2006) 補助犬(聴導犬)システムにおける聴覚障害者エンパワメント—CUC policy studies review (千葉商科大学) 11, 1-13.
- 7) 安梅勅江 (2013) 新たな保健福祉学の展開に向けて—当事者主体の学際学融合研究とエンパワメント—日本保健福祉学会誌19 (1), 1-10.
- 8) 石野麻衣子・白澤麻弓・中島亜紀子・磯田恭子・萩原彩子・五十嵐依子・小林洋子 (2016) 聴覚障害者学生に対するエンパワメントプログラムの検討—エンパワメント研修会成果報告 筑波技術大学テクノレポート23 (2), 81-87.
- 9) 久木田純 (1998) エンパワメントとは何か (『エンパワメント 人間尊重社会の新しいパラダイム』) 現代のエスプリ376, 10-34.
- 10) 窪田暁子 (1995) アルコール依存者の回復をエンパワメントの視点からみる ソーシャルワーク研究21 (2), 11-20.
- 11) 古寺久仁子 (2007) 精神保健分野のエンパワメント・アプローチに関する考察 ルーテル学院大学 研究紀要: テオロギア・ディアコニア41, 81-99.
- 11) 小西友七・南出康世 (2007) ジーニアス英和辞典 第4版 大修館書店
- 12) 小松源助 (1995) ソーシャルワーク実践におけるエンパワメント・アプローチの動向と課題 ソーシャルワーク研究21 (2), 4-10.
- 13) 辻京子・大西美智恵 (2012) 思春期に中途視覚障害となったA氏のエンパワメントの軌跡 日本保健福祉学会誌18 (2), 29-37.
- 14) 津田英二 (2005) 「知的障害者のエンパワメント 実践における当事者性」『神戸大学発達科学部研究紀要13 (1), 59-70.
- 15) 寺本晃久・岡部耕典・末永弘・岩橋誠治 (2008) 良い支援?—知的障害/自閉のひとたちの自立生活と支援生活書院, 3-144.
- 16) 中西正司・上野千鶴子 (2003) 当事者主権 岩波書店
- 17) 橋本卓也 (2006) 重度障害者のセルフ・エンパワメントの視点と展開プロセス—医学的リハビリテーションモデルと自立生活モデルの比較を通して—生活科学研究誌 (大阪市立大学) 5, 151-163.

- 18) 橋本卓也・岡田進一・白澤政和 (2008) 障害者のセルフ・エンパワメントの内的生成要因について - 自立生活を送る重度障害者に焦点をあてて - 社会福祉学 48 (4), 105-117.
- 19) 橋本真奈美 (2007) 自立生活障害者の地域生活を支えるヘルパーに求められる障害者観 - ヘルパーが持つ可能性と困難・『社会モデル』と『医学モデル』 - 社会関係研究13 (1), 43-74.
- 20) 樋口恵子 (2001) 日本の自立生活運動史 (全国自立センター協議会編『自立生活運動と障害文化当事者からの福祉論』) 現代書館12-32.
- 21) 松岡克尚 (2005) 精神障害者のエンパワメントにおける『障害者文化』概念適用の可能性と課題 社会学部紀要 (関西学院大学) 99, 115-130.
- 22) 村上満・山本小百合 (2014) エンパワメントの概念整理と研究動向 - スクールソーシャルワーカーのエンパワメント構築に向けて - 富山国際大学子供育成学部紀要 5, 193-202.